

川崎市有馬・野川生涯学習施設地域図書室設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設(以下「支援施設」という。)に設置する川崎市有馬・野川生涯学習支援施設地域図書室(以下「地域図書室」という。)の運営等に必要な事項について定める。

(管理・運営)

第2条 地域図書室は、川崎市有馬・野川生涯学習支援施設条例(平成 20 年川崎市条例第 34 号。)第4条第1項に規定する指定管理者(以下「指定管理者」という。)が運営し、原則として閲覧・貸出に関わる業務を行うものとする。

(開室時間等)

第3条 開館時間、休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、必要と認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、開室時間及び蔵書貸出時間を変更し、又は臨時に開室し、若しくは休室することができる。

開室時間	午前9時から午後9時
蔵書貸出時間	平 日 午前10時～午後6時 土・日・祝日 午前10時～午後5時
休室日	支援施設の休館日

(地域図書室資料の貸出し)

第4条 地域図書室資料の館外貸出し(以下「貸出し」という。)を受けることができる者は、川崎市内に居住している個人、川崎市以外に居住し川崎市内の事業所に勤務している個人(以下「市内在勤者」という。)及び川崎市以外に居住し川崎市内の学校に通学している個人(以下「市内在学者」という。)で、次条に規定する登録をし、かつ、貸出カード(第1号様式)の交付を受けたものとする。

(登録)

- 第5条 貸出カードの交付を受けようとする場合は、貸出カード申込書(第2号様式)により登録の申込みをしなければならない。
- 登録の申込みをしようとする者は、氏名及び住所を証する書類を提示しなければならない。市内在勤者および市内在学者は、勤務先・学校等の発行する証明書等もあわせて提示しなければならない。
 - 指定管理者は、登録の申込みがあったときは、前項の規定に基づき提示された書類により必要事項を確認のうえ登録するものとする。
 - 登録の内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を指定管理者に申し出なければならない。
 - 登録の有効期間は、3年とする。

(貸出カード)

第6条 指定管理者は、前条の登録を行った者に対し貸出カードを交付するものとする。

2 貸出カードは、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 貸出カードの交付を受けた者が、当該貸出カードを破損又は紛失したときは、速やかに指定管理者に届け出なければならない。

4 前項の規定による届出を行った者で、貸出カードの再交付を受けようとする者は、その旨を指定管理者に申し出なければならない。

(貸出カードの提示)

第7条 地域図書室資料の貸出しを受けようとする者は、貸出カードを提示しなければならない。

(貸出冊数)

第8条 貸出冊数は、3冊以内とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出期間)

第9条 貸出期間は、貸出日から15日以内（貸出日を含める。）とする。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、この限りでない。

(貸出制限)

第10条 地域図書室資料のうち、次の各号に掲げるものは、貸出しをしない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(1)郷土資料、貴重図書、地図、辞書・事典及び目録類

(2)新聞、雑誌、官公報、統計及び年鑑類

(3)著作権上の制約のあるもの

(4)その他指定管理者が貸出しを不適当と認めるもの

(督促)

第11条 指定管理者は、地域図書室資料の貸出しを受けた者が、貸出期間経過後、返却しない場合は、書面、電話等で督促を行うものとする。

(貸出停止等)

第12条 指定管理者は、地域図書室資料の貸出しを受けた者が、貸出期間経過後、地域図書室資料を返却しない場合は、一定の期間貸出しを停止し、又は登録を取り消すことができる。

(資料の紛失・汚破損)

第13条 地域図書室資料を閲覧し、又は貸出しを受けた者が、当該地域図書室資料を資料を紛失・汚破損した場合には、原則として同じ資料により弁償しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附 則)

(施行期日)

この要綱は、平成 21 年 5 月 9 日から施行する。

第 1 号様式

(表)

登録番号
有馬・野川
生涯学習支援施設
地域図書室
貸出カード
発行年月
名前

(裏)

・有馬・野川生涯学習支援施設 地域図書室を利用するときは、 このカードをお持ちください。 ・このカードは本人以外は使用 できません。 ・住所や電話番号などが変わっ たとき、またはこのカードをな くしたときは、お知らせくださ い。 ※このカードを拾われた方は 有馬・野川生涯学習支援施設ま でご連絡ください。 有馬・野川生涯学習支援施設 電話 044-853-3737
--

第2号様式

貸出カード申込書		受付日	年	月	日		
		利用者番号					
フリガナ							
おなまえ							
生年月日	年					月	日
住 所	〒					—	
電話番号	(					)	
勤務先・通学先 (住所が川崎市外の場合のみ記入)							
※太枠の中のみご記入ください。 ※貸出カード申込書とともに、住所・氏名の確認できる身分証明書もお持ちください。 ※住所が川崎市外の場合は、勤務先・通学先の確認できる証明書もお持ちください。							